

参考資料 5

令和5年7月7日

学校法人会計基準の在り方に関する検討会 御中

全国専修学校各種学校総連合会
学校法人西野学園
前鼻英蔵

○第2回会議（令和5年6月27日）関係資料に関する意見提出

- ・資料2「学校法人の財務報告に関する基本的な考え方（修正案）」
- ・資料3「計算書類・附属明細書の考え方（案）」のうち「3（4）セグメント情報について」
- ・資料5「セグメント情報の開示に関する明細又は注記イメージ（案）」

1. セグメント情報の開示については、事業規模に配慮すること。

- セグメント情報の趣旨が、学校法人の活動をわかりやすく開示するものであることは理解しつつも、基本的には計算書類等において法人の継続性や安定性が一定程度可視化できると考える。
- 上述の前提にたった場合、小規模法人に対し（学校毎の）細かな開示基準を設定する意味や、定員数や学納金等において極端に小規模な法人のセグメント情報開示の必要性については検討が必要。

2. セグメント情報における収益事業の取り扱いについて

- 現状提示されているセグメント情報開示項目の中で、収益事業は含まれていないが（収益事業の）規模が大きい学校法人も想定される。
- セグメント情報開示を進めるのであれば、法人の事業規模の実態がわかるように、収益事業も項目として追加するべきではないか。

3. 法人の事務負担軽減についての提案（計算書類の簡素化）

- 計算書類だけでも、貸借対照表、資金収支計算、事業活動収支計算書、活動区分資金収支計算書(大学法人のみ)の4種類があり、さらに財産目録がある（合わせて5種類）。
- このほかに、地方自治体に学校法人等基礎調査、計算種類(抄)を提出している。重複する作業が多く、内容についてはどれもほぼ同じなので統一することは望ましい。
- 具体的には、計算書類の貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書(一般事業者のCF計算書の位置づけ)はどちらかに統合して3種類に絞ってはどうか。さらに、財産目録については貸借対照表の注記を充実することで対応し、別途作成することはしないこと、地方自治体にはこの計算書類の提出のみで済むことが望ましい。